
監査だより Vol. 30

岩手県監査委員事務局 平成 28 年 1 月発行

☆ **最近の予備監査事例から** ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもいいでしょうか？

監査で指摘又は注意した不適切な事務処理事例についてその内容を紹介し
ます。同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

調定の遅れはありませんか？

調定の不適當(指摘又は注意)



今年度の監査においても、「調定の遅れ」が散見されます。
複数年の使用許可に係る2年目の調定が行われておらず遅れて調定したも
の、担当者が誤認または事務処理を失念したもの、組織内の連携不足などの
原因によるものでした。

担当者任せにせず、昨年度の事務処理や収入状況と比較するなど、今一度、
確認してみてください。

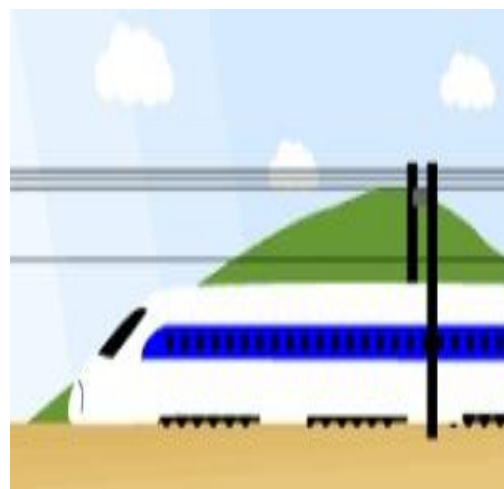
赴任旅費の計算は大丈夫ですか？

支出額の誤り(指摘又は注意)

ほぼ年1回の事務処理ですが、毎年、赴任旅費の支給誤りが散見
されます。

例えば、

- ① 移転料は、赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤
務地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条
例に定める移転料定額を支給することになっているが、旧勤務地
から新勤務地まで支給した。
- ② 起点(旧勤務地、旧居住地又は新居住地)を誤って支給した。
- ③ 住居状況を誤って支給した。(移転料の住居状況(配偶者の実
家や従来から賃貸している家族が居住するアパート)を「自宅」と
すべきところ「その他」とした。)



【ひとこと】

旧勤務地・旧居住地(公舎)の起点について、旧所属から確認してください。
赴任旅費の添付書類により確認してください。



手当の認定・支給は大丈夫ですか？

額の決定の誤り(指摘又は注意)

昨年度、給与改定の実施に伴う超過勤務手当等の差額を支給していない事例が散見されました。

給与改定に伴う超過勤務手当等は財務会計システムによる入力に基づいて支給されることとなっていますので、今後、給与改定が実施される場合は、基本給及び実績に基づいて支給される手当の入力を忘れずに行ってください。

☆ 平成 27年度監査業務に関するアンケート調査について ☆

監査の実施に当たりましては、日頃からご協力をいただき、御礼申し上げます。

今年度も、当事務局においては、業務の参考とするため、全公所を対象として「監査業務に関するアンケート」を2回に分けて実施しております。

第1回は、平成 27 年 12 月までに本監査を受監した公所又は予備監査のみで監査が終了した公所を対象として実施しました。

また、第2回(最終)は、本監査がすべて終了する平成 28 年 2 月頃に実施する予定です。

各公所においてはご多忙のことと存じますが、今後の監査業務の参考とさせていただくもので、どうかご協力をお願いいたします(未回答公所は第2回のごときにご回答願います。)

詳しくは岩手県グループウェアシステム(desknet's)の平成 27 年 12 月 18 日付インフォメーション「監査業務に関するアンケート調査について」をご覧ください。



☆ 平成 27年度行政監査の進捗状況について ☆



平成 27 年度行政監査(テーマ「県が所管する学校等に係る徴収金等について」)の実施に当たっては、監査対象校におかれては、監査調書の提出や予備監査等に対応していただき、感謝申し上げます。

現在は、監査調書等の記載内容や、予備監査の結果等について整理、分析等を行い、行政監査報告書の作成作業を進めているところです。

また、監査対象校以外の学校に対して、アンケート調査を実施しているところですが、県内の概況を把握し行政監査の参考とさせていただくものですので、対象校におかれては何卒ご回答をお願いいたします。

今後は、平成 28 年 2 月に開催される監査委員協議に付議のうえ、3 月上旬に報告書の公表や県報登載等を行う予定としております。

引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。